

資料 5－2

令和元年 11月定例会（付託）
次世代人材育成・少子高齢化対策
特別委員会（県民環境部）

第二期徳島県子ども・子育て 支援事業支援計画

（素案）



令和元年 12月
徳 島 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2

第2章 基本理念と取組方針

1 計画の基本理念	3
2 計画の基本目標	3
3 計画を推進する上での重点課題	4

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制	5
2 計画の達成状況の点検及び評価	5

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨	6
2 県区域設定の基本的考え方	6
3 県区域設定の内容	6

第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方	8
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容	8
及びその実施時期	

第3節 地域子ども・子育て支援事業等の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方	11
2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施	11
時期	

3 「新・放課後子ども総合プラン」への対応	21
4 県及び市町村が連携した在宅の子育て家庭への支援	22

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	23
2 認定こども園の普及に関する基本的考え方	23
3 認定こども園の目標設置数、設置時期	24

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援	24
5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携	24
の推進方策	
6 質の高い幼児教育の提供に向けた推進方策	25
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携の推進方策	
1 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	26
2 市町村との連携の方策	26
第6節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	
1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策	27
2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策	28
3 質の向上策	28
4 「子育て支援員」の認定のための研修実施	28
5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施	28
第7節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
1 児童虐待防止対策の充実	29
2 社会的養育体制の充実	30
3 ひとり親家庭の自立支援の充実	32
4 特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実	33
第8節 仕事と子育てが両立できる職場づくり	
1 働き方改革の推進	35
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	36

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整	
1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	37
2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整	37
第2節 教育・保育情報の公表	
1 教育・保育情報の公表の実施方法等	38
2 市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表	38

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組んできました。

その後、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念としています。

市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町村計画」という。）」を策定し、新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととしています。

県は、「県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとしています。

このような子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における新制度の円滑な施行に適切に対応し、子ども・子育てを取り巻く諸課題に取り組むため、法に基づく徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、取組みを進めて参りました。

その後、平成28年4月及び令和元年10月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

また、市町村計画、都道府県計画の作成に関する事項について、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策、社会的養育の見直し、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるために、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が改正されることとなりました。

この改正内容を踏まえ、新制度に適切に対応し、待機児童をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを生み育てる徳島」を実現するため、法に基づく第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を新たな計画推進期間とする「第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図ります。

さらに、国が平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第2章 基本理念と取組方針

1 計画の基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与します。

2 計画の基本目標

(1) 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現

共働き世帯の増加や核家族化の進展、労働形態の変化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、全ての人が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

(2) 全ての子どもの健やかな育ちを確保

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保します。

(3) 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施

乳幼児期の発達は、連續性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障します。

(4) 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質及び量の両面にわたり充実させます。

(5) 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援

子どもの健やかな成長を保障するため、「子育て世代包括支援センター」をはじめ、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安の解消を図るとともに、小児医療体制や急な病気等に対応できる電話相談体制の確保により、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を行います。

(6) 関係機関の連携した取組み

県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働して地域の子育て支援に取り組みます。

また、大規模災害発生時においても、こうした関係機関が連携・協働し、新たに発生した要保護児童をはじめ、支援の必要な子どもに対する適切な支援を行います。

3 計画を推進する上での重点課題

(1) 待機児童の早期解消

東部地域を中心として保育所の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより待機児童の早期解消を図る必要があります。

(2) 保育士等の人材確保と質の向上

少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質及び量を充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と質の向上を積極的に推進する必要があります。

また、児童養護施設においては、ケニアーズの高い子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整えるため、施設における人材育成の機会を確保し、質の向上を図る必要があります。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

急速な少子化の進行を防ぐためには、子どもを生み育てやすい環境を整備することが急務となっています。

全ての子どもや子育て家庭が、等しく地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスが受けることができるよう、広域利用をはじめとした支援サービスの充実を図る必要があります。

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制

本計画は、法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を反映させたものです。

本計画の策定に当たっては、県と市町村との連携及び関係部局間の連携を図りながら検討を進めました。

本計画の推進に当たっては、県の部局横断的な推進体制である「徳島県少子化社会対策推進会議」を通じて関係部局間の緊密な連携を確保し、総合的な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、本計画の達成状況を点検・評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を踏まえながら本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨

本計画では、法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

2 県区域設定の基本的考え方

本計画では、県区域の設定に際し、次の点を勘案しています。

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態
- (3) 需給調整、広域調整への影響

(※1) 広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用するすることをいう。

(※2) 需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってそれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

3 県区域設定の内容

(1) 教育

私立幼稚園において、広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域として設定します。

(2) 保育

現状では、市町村ごとに需給バランスの確保が図られており、市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみであることや、今回の各市町村における提供区域の設定や量の見込みに対する提供体制の確保策においても、市町村毎の対応となっていることを踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

なお、具体的な区域設定は、次のとおりです。

徳島地区（徳島市）	勝浦地区（勝浦町）	海陽地区（海陽町）
鳴門地区（鳴門市）	上勝地区（上勝町）	松茂地区（松茂町）
小松島地区（小松島市）	佐那河内地区（佐那河内村）	北島地区（北島町）
阿南地区（阿南市）	石井地区（石井町）	藍住地区（藍住町）
吉野川地区（吉野川市）	神山地区（神山町）	板野地区（板野町）
阿波地区（阿波市）	那賀地区（那賀町）	上板地区（上板町）
美馬地区（美馬市）	牟岐地区（牟岐町）	つるぎ地区（つるぎ町）

三好地区（三好市）

美波地区（美波町）

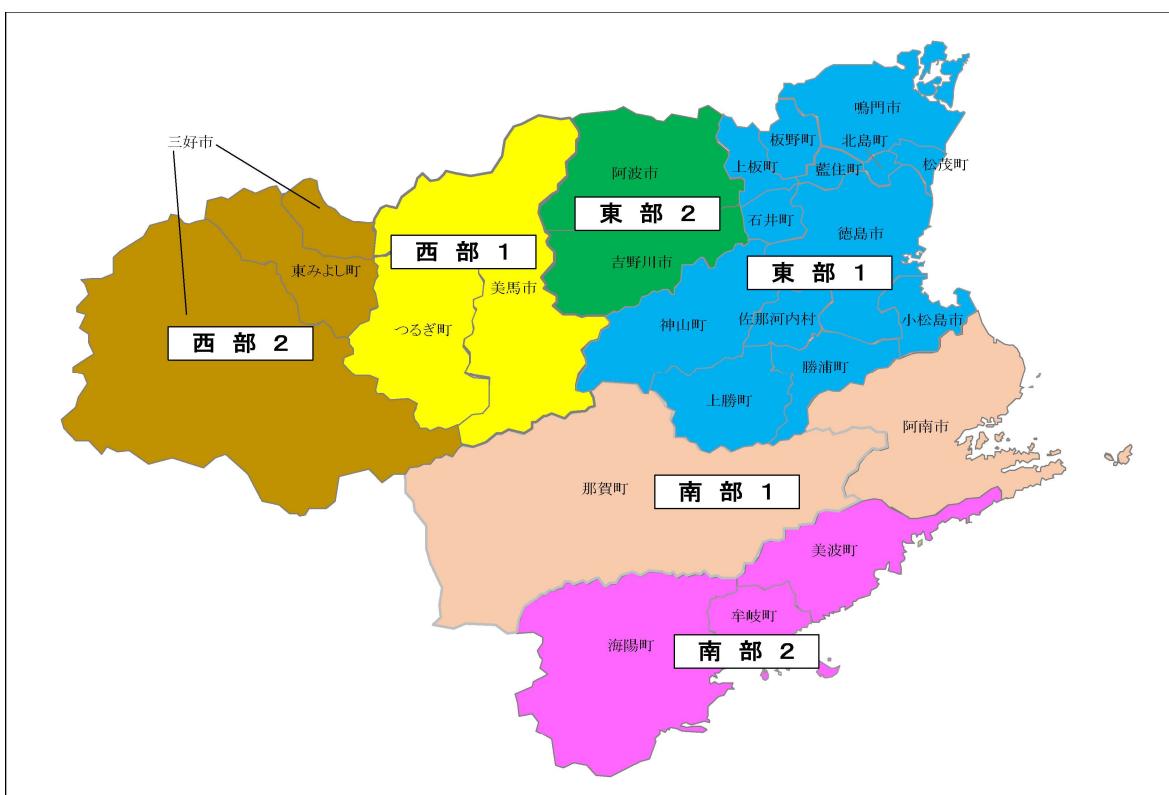
東みよし地区（東みよし町）

計24地区

（3）地域子ども・子育て支援事業

病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業における広域利用の実態等を踏まえ、県内を6つの地域に分けて区域を設定します。

区域の種類		構成市町村数	構成市町村
東部	東部 1	13	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	東部 2	2	吉野川市、阿波市
南部	南部 1	2	阿南市、那賀町
	南部 2	3	美波町、牟岐町、海陽町
西部	西部 1	2	美馬市、つるぎ町
	西部 2	2	三好市、東みよし町



第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、地域の子育て家庭に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、子ども・子育て会議での審議等を経て、必要な調整を加え、最終的な量の見込みを定めています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

待機児童が発生している市町村の多くで、保育施設が不足している状況です。

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受け入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、令和2年度末までに待機児童を解消すべく国が定めた「子育て安心プラン」を踏まえ、計画的な施設整備に取り組みます。

県においては、国とともに、保育ニーズに併せた受け皿の確保を図るための施設整備を促進するなど、市町村への支援を行います。

(1) 教育

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定 (教育)	合計
2	量の見込み ①	4,297	1,392	5,689
	教育・保育施設	6,376	378	6,754
	確認を受けない 幼稚園	1,270	0	1,270
	幼稚園＋ 預かり保育	476	412	888
	企業主導型保育施設		0	0
	認可外保育施設		0	0
	計 ②	8,122	790	8,912
3	差引 ②-①	3,825	▲ 602	3,223
	量の見込み ①	4,172	1,335	5,507
	教育・保育施設	6,199	367	6,566
	確認を受けない 幼稚園	1,270		1,270
	幼稚園＋ 預かり保育	358	376	734
	企業主導型保育施設		0	0
	認可外保育施設		0	0
4	計 ②	7,827	743	8,570
	差引 ②-①	3,655	▲ 592	3,063
	量の見込み ①	4,042	1,286	5,328
	教育・保育施設	6,265	364	6,629
	確認を受けない 幼稚園	1,270		1,270
	幼稚園＋ 預かり保育	360	347	707
	企業主導型保育施設		0	0
5	認可外保育施設		0	0
	計 ②	7,895	711	8,606
	差引 ②-①	3,853	▲ 575	3,278
	量の見込み ①	3,921	1,285	5,206
	教育・保育施設	6,251	362	6,613
	確認を受けない 幼稚園	1,270		1,270
	幼稚園＋ 預かり保育	353	353	706
6	企業主導型保育施設		0	0
	認可外保育施設		0	0
	計 ②	7,874	715	8,589
	差引 ②-①	3,953	▲ 570	3,383
	量の見込み ①	3,859	1,270	5,129
	教育・保育施設	6,250	357	6,607
	確認を受けない 幼稚園	1,270		1,270
	幼稚園＋ 預かり保育	343	352	695
	企業主導型保育施設		0	0
	認可外保育施設		0	0
	計 ②	7,863	709	8,572
	差引 ②-①	4,004	▲ 561	3,443

(2) 保育

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表1のとおりです。

(単位：人)

年度	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
2	量の見込み ①	8,971	6,310	1,747	17,028
	教育・保育施設	9,418	6,331	1,672	17,421
	幼稚園+預かり保育	133	0		133
	地域型保育事業		117	46	163
	認可外 企業主導型保育 施設の地域枠	7	11	3	21
	その他	25	0	0	25
	計 ②	9,583	6,459	1,721	17,763
3	量の見込み ①	8,847	6,253	1,708	16,808
	教育・保育施設	9,721	6,444	1,788	17,953
	幼稚園+預かり保育	67	0		67
	地域型保育事業		171	71	242
	認可外 企業主導型保育 施設の地域枠	7	11	3	21
	その他	25	0	0	25
	計 ②	9,820	6,626	1,862	18,308
4	量の見込み ①	8,593	6,221	1,677	16,491
	教育・保育施設	9,938	6,530	1,818	18,286
	幼稚園+預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業		171	71	242
	認可外 企業主導型保育 施設の地域枠	7	11	3	21
	その他	25	0	0	25
	計 ②	9,970	6,712	1,892	18,574
5	量の見込み ①	8,460	6,120	1,635	16,215
	教育・保育施設	9,966	6,526	1,825	18,317
	幼稚園+預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業		171	71	242
	認可外 企業主導型保育 施設の地域枠	7	11	3	21
	その他	25	0	0	25
	計 ②	9,998	6,708	1,899	18,605
6	量の見込み ①	8,341	6,004	1,601	15,946
	教育・保育施設	9,931	6,506	1,821	18,258
	幼稚園+預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業		171	71	242
	認可外 企業主導型保育 施設の地域枠	7	11	3	21
	その他	25	0	0	25
	計 ②	9,963	6,688	1,895	18,546
	差引 ②-①	1,622	684	294	2,600

第3節 地域子ども・子育て支援事業等の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、法により「地域子ども・子育て支援事業」が定めされました。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が市町村計画に従って実施し、県は、地域の実情に応じた子育て支援サービスが提供できるよう必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として定められた事業は、次の13事業です。

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

各市町村においては、教育・保育の量の見込みの算定と同様の手法により地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定しています。

本計画の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計して定めています。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業の区域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、次のとおりです。

なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、記載していません。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談対応を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

①基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

②特定型

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

③母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業です。

①基本型・②特定型

(単位：か所)

区域名	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	3	3	3	3	3
	確保の内 容 基本型・特定型	3	3	3	3	3
東部2	量の見込み ①	0	0	1	1	1
	確保の内 容 基本型・特定型	0	0	1	1	1
南部1	量の見込み ①	1	1	1	1	1
	確保の内 容 基本型・特定型	1	1	1	1	1
南部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内 容 基本型・特定型	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内 容 基本型・特定型	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内 容 基本型・特定型	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	4	4	5	5	5
	確保の内 容 基本型・特定型	4	4	5	5	5

③母子保健型

(単位：か所)

区域名	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	7	7	7	7	7
	確保の内 容 母子保健型	7	7	7	7	7
東部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内 容 母子保健型	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内 容 母子保健型	0	0	0	0	0

(単位：か所)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南部2	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容	母子保健型	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容	母子保健型	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	1	1	1	1	1
	確保の内容	母子保健型	1	1	1	1
合計	量の見込み ①	8	8	8	8	8
	確保の内容	母子保健型	8	8	8	8

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業です。

(単位：人日、か所)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①(人日)	204,210	201,581	197,762	193,760	189,968
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	34	35	36	36
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	34	35	36	36	37
東部2	量の見込み ①(人日)	42,572	41,188	40,640	39,447	38,192
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	15	16	16	16
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	15	16	16	16	16
南部1	量の見込み ①(人日)	39,192	36,840	36,924	35,700	34,572
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	10	11	11	11
	その他	3	3	3	3	3
	計 ②	13	14	14	14	14
南部2	量の見込み ①(人日)	4,380	4,488	4,464	4,284	4,116
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	3	3	3	3
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	3	3	3	3	3
西部1	量の見込み ①(人日)	11,190	10,421	10,856	10,510	10,163
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	6	6	6	6
	その他	1	1	1	1	1
	計 ②	7	7	7	7	7
西部2	量の見込み ①(人日)	5,604	5,628	5,664	5,688	5,736
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	3	3	3	3
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	3	3	3	3	3
合計	量の見込み ①(人日)	307,148	300,146	296,310	289,389	282,747
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	71	74	75	76
	その他	4	4	4	4	4
	計 ②	75	78	79	79	80

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を行う事業です。

(単位：人回)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	45,429	44,570	43,763	42,773	41,850
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	929	905	876	849	817
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	10,583	10,283	9,992	9,688	9,372
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	801	828	798	770	740
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	2,411	2,335	2,288	2,172	2,096
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	1,469	1,472	1,475	1,478	1,481
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	61,622	60,393	59,192	57,730	56,356
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	3,406	3,339	3,276	3,202	3,130
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	538	524	507	492	474
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	475	460	439	432	419
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	69	66	67	65	62
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	195	189	185	176	170
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	173	175	176	177	179
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	4,856	4,753	4,650	4,544	4,434
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	466	463	460	458	457
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	88	86	84	82	80
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	339	339	339	339	339
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	70	69	69	68	68
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	15	15	15	15	15
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	28	28	28	28	28
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	1,006	1,000	995	990	987
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

(単位：人日)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	370	363	357	350	344
	確保の内容 ②	534	529	525	522	520
	差引 ②-①	164	166	168	172	176
東部2	量の見込み ①	16	16	15	15	15
	確保の内容 ②	22	22	21	21	21
	差引 ②-①	6	6	6	6	6
南部1	量の見込み ①	78	76	74	73	71
	確保の内容 ②	80	80	80	80	80
	差引 ②-①	2	4	6	7	9
南部2	量の見込み ①	19	18	17	16	17
	確保の内容 ②	19	18	17	16	17
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	7	7	6	6	6
	確保の内容 ②	55	55	54	54	54
	差引 ②-①	48	48	48	48	48
西部2	量の見込み ①	48	48	48	48	48
	確保の内容 ②	48	48	48	48	48
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	538	528	517	508	501
	確保の内容 ②	758	752	745	741	740
	差引 ②-①	220	224	228	233	239

(7) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み	1号認定	168,659	159,895	158,955	153,306
		2号認定	292,446	268,035	242,433	242,112
		計 ①	461,105	427,930	401,388	395,418
	確保の内容 ②	538,845	510,264	482,865	477,649	474,034
	差引 ②-①	77,740	82,334	81,477	82,231	81,648
東部2	量の見込み	1号認定	33,790	33,638	31,266	30,934
		2号認定	0	0	0	0
		計 ①	33,790	33,638	31,266	30,934
	確保の内容 ②	42,374	42,364	42,357	42,356	42,349
	差引 ②-①	8,584	8,726	11,091	11,422	12,652
南部1	量の見込み	1号認定	134	132	121	115
		2号認定	32,056	31,667	29,038	27,772
		計 ①	32,190	31,799	29,159	27,887
	確保の内容 ②	87,000	63,000	63,000	63,000	63,000
	差引 ②-①	54,810	31,201	33,841	35,113	36,501
南部2	量の見込み	1号認定	0	0	0	0
		2号認定	4,879	3,833	3,988	3,833
		計 ①	4,879	3,833	3,988	3,833
	確保の内容 ②	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	差引 ②-①	121	1,167	1,012	1,167	779
西部1	量の見込み	1号認定	25,734	22,919	22,174	22,913
		2号認定	0	0	0	0
		計 ①	25,734	22,919	22,174	22,913
	確保の内容 ②	29,016	29,728	28,731	28,588	27,730
	差引 ②-①	3,282	6,809	6,557	5,675	4,794
西部2	量の見込み	1号認定	30,301	30,290	30,278	30,268
		2号認定	9,620	9,264	8,880	8,555
		計 ①	39,921	39,554	39,158	38,823
	確保の内容 ②	41,921	41,554	41,158	40,823	40,876
	差引 ②-①	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	量の見込み	1号認定	258,618	246,874	242,794	237,536
		2号認定	339,001	312,799	284,339	282,272
		計 ①	597,619	559,673	527,133	519,808
	確保の内容 ②	744,156	691,910	663,111	657,416	652,989
	差引 ②-①	146,537	132,237	135,978	137,608	138,374

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

その他の一時預かりについては、保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、提供体制の確保に取り組みます。

①保育所における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

②ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、地域における育児の相互援助活動を支援する事業です。

③子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等において児童を預かる事業（宿泊可）です。

（単位：人日）

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	76,101	75,155	73,853	72,413	70,958
	確保の内容 保育所	69,337	73,152	82,277	83,851	83,620
	ファミ・サポ※	2,781	2,776	2,770	2,777	2,784
	トワイライトステイ	195	192	190	188	187
	計 ②	72,313	76,120	85,237	86,816	86,591
東部2	差引 ②-①	▲ 3,788	965	11,384	14,403	15,633
	量の見込み ①	1,413	1,372	1,330	1,306	1,262
	確保の内容 保育所	774	650	636	626	607
	ファミ・サポ	837	835	835	834	833
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
南部1	計 ②	1,617	1,491	1,477	1,466	1,446
	差引 ②-①	204	119	147	160	184
	量の見込み ①	4,937	4,782	4,552	4,383	4,204
	確保の内容 保育所	4,231	4,221	4,219	4,211	4,201
	ファミ・サポ	420	420	420	420	420
南部2	トワイライトステイ	40	40	40	40	40
	計 ②	4,691	4,681	4,679	4,671	4,661
	差引 ②-①	▲ 246	▲ 101	127	288	457
	量の見込み ①	238	224	220	212	218
	確保の内容 保育所	237	223	219	211	217
西部1	ファミ・サポ	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1
	計 ②	238	224	220	212	218
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	222	221	231	230	214
西部2	確保の内容 保育所	260	259	257	256	252
	ファミ・サポ	200	200	200	200	200
	トワイライトステイ	21	21	21	21	21
	計 ②	481	480	478	477	473
	差引 ②-①	259	259	247	247	259
合 計	量の見込み ①	165	165	165	165	165
	確保の内容 保育所	103	103	103	103	103
	ファミ・サポ	52	52	52	52	52
	トワイライトステイ	10	10	10	10	10
	計 ②	165	165	165	165	165
合 計	差引 ②-①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	83,076	81,919	80,351	78,709	77,021
	確保の内容 保育所	74,942	78,608	87,711	89,258	89,000
	ファミ・サポ	4,290	4,283	4,277	4,283	4,289
	トワイライトステイ	273	270	268	266	265
合 計	計 ②	79,505	83,161	92,256	93,807	93,554
	差引 ②-①	▲ 3,571	1,242	11,905	15,098	16,533

※ファミ・サポ：ファミリー・サポート・センター

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	5,762	5,677	5,623	5,447	5,422
	確保の内容 ②	14,825	14,833	14,841	14,804	14,822
	差引 ②-①	9,063	9,156	9,218	9,357	9,400
東部2	量の見込み ①	718	697	685	660	642
	確保の内容 ②	782	781	781	780	779
	差引 ②-①	64	84	96	120	137
南部1	量の見込み ①	54	52	52	52	51
	確保の内容 ②	60	60	60	60	60
	差引 ②-①	6	8	8	8	9
南部2	量の見込み ①	652	638	632	608	590
	確保の内容 ②	669	657	651	629	613
	差引 ②-①	17	19	19	21	23
西部1	量の見込み ①	0	0	0	0	0
	確保の内容 ②	0	0	0	0	0
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	100	100	100	100	100
	確保の内容 ②	100	100	100	100	100
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
合計	量の見込み ①	7,286	7,164	7,092	6,867	6,805
	確保の内容 ②	16,436	16,431	16,433	16,373	16,374
	差引 ②-①	9,150	9,267	9,341	9,506	9,569

(10) 延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	2,822	2,879	2,873	2,820	2,778
	確保の内容 ②	4,620	4,854	5,094	5,120	5,106
	差引 ②-①	1,798	1,975	2,221	2,300	2,328
東部2	量の見込み ①	474	459	447	440	426
	確保の内容 ②	475	463	456	451	441
	差引 ②-①	1	4	9	11	15
南部1	量の見込み ①	239	230	220	211	202
	確保の内容 ②	249	247	247	246	244
	差引 ②-①	10	17	27	35	42
南部2	量の見込み ①	16	15	15	15	15
	確保の内容 ②	24	24	24	24	24
	差引 ②-①	8	9	9	9	9
西部1	量の見込み ①	31	32	33	34	33
	確保の内容 ②	80	80	80	80	80
	差引 ②-①	49	48	47	46	47
西部2	量の見込み ①	106	106	106	106	106
	確保の内容 ②	106	106	106	106	106
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
合計	量の見込み ①	3,688	3,721	3,694	3,626	3,560
	確保の内容 ②	5,554	5,774	6,007	6,027	6,001
	差引 ②-①	1,866	2,053	2,313	2,401	2,441

(11) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

一部の地域においては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み ①	13,459	13,267	13,067	12,856	12,645
	確保の内 容 病児・病後児保育	19,027	19,146	19,168	19,120	19,107
	ファミ・サポ(病児)※	24	24	24	24	24
	計 ②	19,051	19,170	19,192	19,144	19,131
	差引 ②-①	5,592	5,903	6,125	6,288	6,486
東部2	量の見込み ①	926	899	872	856	828
	確保の内 容 病児・病後児保育	4,306	4,286	4,274	4,265	4,250
	ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	4,306	4,286	4,274	4,265	4,250
	差引 ②-①	3,380	3,387	3,402	3,409	3,422
南部1	量の見込み ①	339	331	322	314	307
	確保の内 容 病児・病後児保育	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	差引 ②-①	1,401	1,409	1,418	1,426	1,433
南部2	量の見込み ①	4	4	4	4	4
	確保の内 容 病児・病後児保育	4	4	4	4	4
	ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	4	4	4	4	4
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①	60	59	57	56	53
	確保の内 容 病児・病後児保育	256	255	253	252	249
	ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	256	255	253	252	249
	差引 ②-①	196	196	196	196	196
西部2	量の見込み ①	29	28	28	28	28
	確保の内 容 病児・病後児保育	30	30	30	30	30
	ファミ・サポ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	30	30	30	30	30
	差引 ②-①	1	2	2	2	2
合 計	量の見込み ①	14,817	14,588	14,350	14,114	13,865
	確保の内 容 病児・病後児保育	25,363	25,461	25,469	25,411	25,380
	ファミ・サポ(病児)	24	24	24	24	24
	計 ②	25,387	25,485	25,493	25,435	25,404
	差引 ②-①	10,570	10,897	11,143	11,321	11,539

※ファミ・サポ(病児)：ファミリー・サポート・センター(病児)

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等により昼間に保護者がいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部1	量の見込み	小学1年生	1,627	1,628	1,629	1,538
		小学2年生	1,503	1,477	1,470	1,488
		小学3年生	1,264	1,251	1,220	1,230
		小学4年生	689	700	684	676
		小学5年生	349	339	342	335
		小学6年生	205	214	206	204
		計 ①	5,637	5,609	5,551	5,471
	確保の内容	②	5,544	5,744	5,803	5,748
		差引 ②-①	▲93	135	252	277
東部2	量の見込み	小学1年生	293	312	302	288
		小学2年生	277	262	288	270
		小学3年生	234	224	219	233
		小学4年生	152	148	147	138
		小学5年生	78	80	79	76
		小学6年生	48	46	48	46
		計 ①	1,082	1,072	1,083	1,051
	確保の内容	②	1,039	1,040	1,069	1,052
		差引 ②-①	▲43	▲32	▲14	1
南部1	量の見込み	小学1年生	234	229	225	220
		小学2年生	234	229	225	220
		小学3年生	234	229	225	220
		小学4年生	180	175	172	163
		小学5年生	108	105	103	98
		小学6年生	72	70	69	65
		計 ①	1,062	1,037	1,019	986
	確保の内容	②	1,105	1,085	1,070	1,035
		差引 ②-①	43	48	51	49
南部2	量の見込み	小学1年生	3	4	3	3
		小学2年生	3	3	4	3
		小学3年生	3	3	3	4
		小学4年生	3	2	2	2
		小学5年生	2	3	2	2
		小学6年生	2	2	3	2
		計 ①	16	17	17	16
	確保の内容	②	16	17	17	16
		差引 ②-①	0	0	0	0
西部1	量の見込み	小学1年生	118	118	103	101
		小学2年生	98	107	107	93
		小学3年生	104	80	88	87
		小学4年生	63	71	54	59
		小学5年生	18	20	21	17
		小学6年生	17	16	18	19
		計 ①	418	412	391	376
	確保の内容	②	478	460	454	447
		差引 ②-①	60	48	63	71
						79

(単位：人)

区域名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西部2	量の見込み	小学1年生	203	190	181	171
		小学2年生	205	188	156	158
		小学3年生	160	171	154	147
		小学4年生	144	143	133	133
		小学5年生	70	69	68	71
		小学6年生	47	46	45	47
		計 ①	829	807	737	726
		確保の内容 ②	850	850	850	800
	差引 ②-①	21	43	113	74	92
合 計	量の見込み	小学1年生	2,478	2,481	2,443	2,321
		小学2年生	2,320	2,266	2,250	2,232
		小学3年生	1,999	1,958	1,909	1,921
		小学4年生	1,231	1,239	1,192	1,172
		小学5年生	625	616	615	599
		小学6年生	391	394	389	381
		計 ①	9,044	8,954	8,798	8,626
		確保の内容 ②	9,032	9,196	9,263	9,098
	差引 ②-①	▲ 12	242	465	472	568

3 「新・放課後子ども総合プラン」への対応

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消をするため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようすることを目的として国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、関係部局及び県内市町村との連携の下、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した取組みを積極的に推進します。

(1) 「放課後児童クラブ」の整備

令和6年度までに、ニーズ量に基づく整備の計画的な実施を支援します。

新設、改築等を行う場合は、小学校内での余裕教室等の活用を推進します。

(2) 「放課後子供教室」の整備

令和6年度までに、放課後等における学びの機会を全小学校区において実施できるよう支援します。

(3) 両事業の一体的運用

小学校内等における一体的運用を推進します。

また、小学校外で実施するものについても、両事業の連携強化を推進します。

(4) 推進体制の整備

市町村において円滑な取組促進が図られるよう、本県における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、行政関係者、学校関係者、学識経験者、放

課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者等からなる「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

(5) 従事者等への研修

放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）及び放課後子供教室の参画者（コーディネーター、協働活動支援員、協働活動ソーター等）の質の向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るための合同研修を開催します。

(6) 部局間の連携

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携して「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会」の開催及び従事者等への研修を実施するとともに、両事業に関する情報交換・情報共有や連携強化を図るための会議、セミナー等を開催します。

4 県及び市町村が連携した在宅の子育て家庭への支援

国の「幼児教育・保育の無償化」の対象とならない在宅の子育て家庭の負担を軽減するため、県及び市町村が連携した支援を実施します。様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことが求められています。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

そこで、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質及び量の両面にわたり充実させます。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

特に、幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ、単一の施設とし、給付と財源が一元化されたところであり、本県においてもそのメリットを最大限に活用します。

少子化が進行する過疎地域においては、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあることから、集団保育を維持するとともに、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連續性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫を行います。

認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研修、教員等との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位：か所)

類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼保連携型	43	51	56	65	67	67
幼稚園型	1	1	1	1	1	1
保育所型	16	18	20	20	20	20
地方裁量型	0	0	0	0	0	0
計	60	70	77	86	88	88

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

(1) 財政的支援

国の補助制度等を最大限活用しながら、施設整備や施設運営費に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新制度における新たな幼保連携型認定こども園に置かれる「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を支援することにより、新制度への円滑な移行を推進します。

(2) 人的支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設・設備等の基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行うことにより、認定こども園への円滑な移行を推進します。

5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要です。

特に、教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用することとなりますが、これらの子どもが満3歳以降も適切に必要な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 質の高い幼児教育の提供に向けた推進方策

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」に基づき、関係各部局と連携し、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を推進します。

(1) 関係各部局と連携し、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育内容の充実のために必要な体制づくりを推進します。

県では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が、合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、子どもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。また、保育・幼児教育センターを教育委員会内に設置し、教育・保育現場のニーズに合わせた研修が実施できるようにアドバイザー派遣事業を行います。

(2) 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るため、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」に基づき、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。また、「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」により、幼・小・中の教職員の相互交流を図り連携を強化するとともに、円滑な接続方法について研究し、その成果を県内に普及させます。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携の推進方策

1 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

施設型特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

2 市町村との連携の方策

市町村への通知を行うとともに広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

第6節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策

多くの市町村で保育士が不足している状況であり、保育の人材確保及び質の向上を図るための取組みや市町村への支援を行います。

(1) 必要見込み人数（常勤換算）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	1,231	1,318	1,498	1,521	1,524
幼稚園教諭	512	496	481	490	489
保育士	2,249	2,323	2,336	2,344	2,343
保育従事者（※1）	○	○	○	○	○
家庭的保育者（※2）	○	○	○	○	○
家庭的保育補助者（※3）	○	○	○	○	○
家庭的保育者（※4）	○	○	○	○	○
合 計	3,992	4,137	4,315	4,355	4,356

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(2) 確保方策

保育士等の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上を、制度面、運用面双方から促進するとともに、保育士等が、性別に関係なく、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できるよう、職場環境や職員配置の改善を図ります。

保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図るため、意欲のある高齢者的人材育成を行うとともに保育現場への就労を支援する「徳島県版『保育助手』制度」を推進し、アクティブ・シニアの保育現場での就労を支援します。

保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等について、徳島県社会福祉協議会・福祉人材センター内に設置する「徳島県保育士・保育所支援センター」を中心に、関係機関とも緊密に連携しながら、マッチングの強化や再就職等に向けた研修を行うなど、積極的に支援します。

保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童・生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、新制度本格施行後の幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭に必要とされる、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

保育所や認可外保育施設において保育士資格取得を目指す取組みを支援します。

2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となっています。

このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度が創設されています。

県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。

3 質の向上策

求められる能力や職階等に応じた研修体系の拡充を図るとともに、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度な専門性を習得するための研修については、外部の専門家を交えたケース検討を取り入れるなど、適宜見直しを図りながら実施し、質の高い教育・保育等の提供を担う人材の育成や職員配置の充実に努めます。

4 「子育て支援員」の認定のための研修実施

「子育て支援員」として認定するための研修については、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施することとされています。

また、「子育て支援員」が、家庭的保育事業の家庭的保育補助者、小規模保育事業B型の保育従事者、事業所内保育事業（利用定員19人以下）の保育従事者、一時預かり事業の保育従事者などの職務に従事する仕組みについても創設されています。

県内において保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、国が示すガイドライン等に基づき、必要な研修を計画的に実施します。

5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、「放課後児童支援員」として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための研修（以下「認定資格研修」という。）を都道府県知事が行い、認定資格研修修了者を「放課後児童支援員」として認定することとしています。

県内の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保と質の向上を図るために、認定資格研修を計画的に実施します。

第7節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るために、県は、市町村と協力して発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。

また、県及び市町村において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実させます。

(1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制強化

児童虐待防止対策の中心となるこども女性相談センターにおいて、増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために職員の適切な配置に努めるとともに、高度な技術の習得と専門性の向上を図ります。

一時保護所については、子どもの教育・生活環境の継続に向けた、身近な一時保護委託先の確保も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、適切な処遇を行うことができる環境整備等機能及び体制の充実を図るとともに、一時保護中の生活における権利擁護の強化を進めます。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。

県は、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化・効果的運営、子ども家庭総合支援拠点の設置推進を図るため、要対協調整機関職員、子ども家庭支援員、虐待対応専門員をはじめとする関係職員向けの研修等の実施やこども女性相談センターへの虐待対応市町村支援専門職員の配置により、積極的な助言等の支援を行います。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等について悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備し、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い適切な専門機関に繋げるなど、切れ目のない支援を行います。

県は、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有に必要な環境を整備し、市町村が養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を

把握し、子育て支援サービス等につなげるための取組みを支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養育体制の充実

県は、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもの最善の利益を実現し、全ての子どもたちが健やかに成長できる徳島県を目指して「こども未来応援プラン」を策定し、社会的養育を推進し、質の高いケアを実現します。

(1) 家庭的養育の推進

①里親委託等の推進

県は、子どもの最善の利益を実現し、家庭養育を推進するため、里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫した里親支援を行うフォースタリング（里親養育包括支援）機関の設置等により、里親支援を包括的に行い、里親委託等を推進します。

また、特別養子縁組についても、乳児からの里親委託を積極的に行うことでの永続的解決（パーマネンシー保障）が確保できるよう推進します。

②施設の機能強化の推進

児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境による養育を行うための小規模かつ地域分散化、高機能化等について、地域の実情に即した取組みを推進します。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、児童養護施設等における専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、近隣府県の児童心理治療施設への措置をとり、心理治療等の支援を行うとともに、県内における施設設置について関係機関による検討を行うなど、適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組みます。

不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な

支援が行えるよう、児童自立支援施設職員の専門性の向上に努めます。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立していくよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

自立生活能力がないまま施設退所することとなるよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、県内における自立援助ホームの運営・開設を支援します。

また、児童養護施設等の入所中から関わり、退所後も寄り添って、就労や進学をはじめ生活全般にわたる相談や情報提供、仲間づくりの機会を提供する児童養護施設退所児童アフターケア事業を推進します。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。

(5) 当事者である子どもの権利擁護の推進

施設入所や一時保護において、原則全ての子どもに対して「子どもの権利ノート」を活用するなどにより、自分の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員による十分な説明を行うことを徹底します。

社会的養護施設等におけるケアの質の向上を図るために、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価の受審を求めます。

また、施設入所中の子ども等に対し、権利擁護に関する定期的なアンケート調査を実施し、子どもの権利擁護の強化に活用します。

被措置児童等虐待について、入所児童や関係機関等に対する周知等その予防への取組みを行うとともに、通告等があった場合の対応や、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関して、適切に対応できる体制を整備します。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、相談・就業支援体制の充実、子ども自身への支援の充実、地域で見守る環境（セーフティネット）づくりの推進などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが現在から将来にわたり希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

（1）相談・支援体制の強化

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

（2）職業生活の安定と向上のための支援の充実

児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就労支援を行い、自立を促進します。

ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し、個々の実情に応じたきめ細かで効果的な就業の支援を行います。

（3）子どもへの支援の充実

ひとり親家庭の子どもの個々の状況に応じ、様々な夢をカタチにできるよう「キャリアプラン形成」の支援に取り組みます。

母子家庭及び父子家庭や父母のない児童を養育している家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの悩みを聞いたり、簡単な生活指導や学習指導を行うなどの支援を行い、児童の健全育成を図ります。

ひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、早い時期からの学習習慣の習得支援を行います。

（4）地域で見守る環境づくりの推進

ユニバーサルカフェなど既存の地域資源を活用し、「子どもの居場所」づくりを推進する市町村を支援します。

（5）子育て・生活支援の充実

在宅で育児をしているひとり親家庭の負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスを利用できる在宅育児クーポンを交付するとともに、ひとり親が安心して就

業及び就業に向けた職業訓練の実施が可能となるよう、市町村における保育所等の利用機会の確保を図ります。

ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

(6) 経済的支援の充実

児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。

ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供・啓発を行います。

4 特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実

障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもに対して、円滑に教育・保育を利用できるよう、市町村が関係部局と連携して、教育・保育の提供体制を確保する取組みの支援を行うとともに、障がい児等の特別な支援が必要な子どもに対して、障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組みを進めます。

(1) 地域生活の支援

障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児のいる家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

(2) 市町村に対する支援

障がい児に対する保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

(3) 教育支援体制の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、多様な学びの場の充実を進め、特別支援学校のセンター的機能を活かして保護者、教職員等への相談支援体制の充実を図るとともに、市町村における地域の支援体制構築の支援を行います。

(4) 教員の専門性の向上

障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるよう専門性向上のための研修の実施や、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨します。

(5) 発達障がい児に対する早期支援体制の充実

発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）において、相談や発達に関する総合的な支援を行うとともに、関係機関の職員等に対する研修や啓発を通し、発達障がいに関する理解の促進と地域の支援者的人材育成に努めます。

(6) 医療的ケア児に対する支援の充実

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。

また、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備への支援を行います。

(7) 特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

また、障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、当該子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、市町村における取組みを支援します。

第8節 仕事と子育てが両立できる職場づくり

1 働き方改革の推進

(1) 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする「働き方改革」の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。

仕事と家庭の両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休暇制度の周知啓発を図ります。

(2) 多様な労働環境の推進

ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。

関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。

平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）での相談が困難な労働者に対する支援を行います。

(3) 一般事業主行動計画の策定の推進

仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。

(4) はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、「くるみん認定・プラチナくるみん認定」についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。

(5) 両立支援のための体制整備の促進

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広告・啓発・情報提供等を積極的に推進することにより、子育てに関する休暇の取得や制度の充実を促進します。

(6) 男性の育児・家事への参画促進とイクボスの養成

男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰するほか、男性の育児・家事への参画意欲を高めるセミナーやワークショップを実施します。

また、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めるため、経営者や管理職に対する研

修会の開催や企業等へのアドバイザーの派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 保育サービス等の充実

仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

(2) ファミリー・サポート・サービスの推進

子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービスによる子育ての相互援助活動の取組みを推進するとともに、病児・病後児保育事業等と連携し、病児・病後児対応等の機能強化を図ります。

(3) 事業所内保育施設等の推進

病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。

県内企業における労働力確保、仕事と子育ての両立支援のため、施設設置アドバイザーのきめ細かな支援による「企業主導型保育施設（事業所内保育所）」の設置促進を図ります。

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

市町村計画の策定に当たり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要となった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を図ります。

県は、関係市町村間の調整が整わない場合に、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）の役割を担います。

また、県境で広域調整が必要となる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

(2) 広域調整の手続き等

自市町村内の住民の利用分として、他市町村における教育・保育施設の利用を希望する場合に、当該市町村から希望先施設が所在する市町村に対して協議の申し出を行います。

関係市町村間での協議が整った場合は、双方の市町村計画における提供体制の確保方策の欄にその内容を記載します。

自市町村内の施設について広域利用を認める市町村は、広域調整分（相手方他市町村の住民の利用）を含めて整備計画を行うとともに、相手方市町村の利用枠を担保します。

一方、関係市町村間での協議が整わなかった場合は、県が関係市町村からの要請を受け、広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行います。

2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第31条第3項及び第32条第3項の規定により、あらかじめ、県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に対し通知します。

第2節 教育・保育情報の公表

1 教育・保育情報の公表の実施方法等

教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。

2 市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表

国が定める「子育て安心プラン」に基づき、市町村ごとの待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年度4月1日の待機児童数）について、平成30年度から国において公表されています。

県においても、県のホームページ等を通じて取組状況を公表することにより、更なる情報共有を図ります。

